

## 総務常任委員会

1 開 議 令和2年12月7日(月) 午前10時00分

2 場 所 委員会室1

3 付議事件及び順序

日程第1 議案第112号 公益的法人等への大田原市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第2 議案第113号 税外収入金にかかる督促手数料及び延滞金徴収に関する条例及び大田原市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第3 議案第114号 大田原市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4 議案第115号 大田原市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 総務常任委員会の閉会中の継続調査申出について

## 総務常任委員会名簿

委員長	高瀬重嗣	出席
副委員長	大塚正義	出席
委員	引地達雄	出席
	菊地英樹	出席
	星雅人	出席
	中川雅之	出席
	前野良三	出席

当局	総合政策部長	斎藤達朗	出席
	総務課長	渡邊和栄	出席
	財務部長	高橋一成	出席
	財政課長	益子弘和	出席
	税務課長	山下恵美子	出席

事務局	藤田一之	出席
-----	------	----

◎開 会

午前10時00分 開会

○委員長（高瀬重嗣君） ただいまの出席委員は7名であり、定足数に達しております。これより総務常任委員会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、タブレット資料のとおりです。

当局の出席者は、斎藤総合政策長、高橋財務部長、渡邊総務課長、益子財政課長、山下部税務課長です。

◎議案第112号 公益的法人等への大田原市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（高瀬重嗣君） それでは、日程に従い議事に入ります。

日程第1、議案第112号 公益的法人等への大田原市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきまして、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

斎藤総合政策部長。

○総合政策部長（斎藤達朗君） 私からは、議案第112号 公益的法人等への大田原市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明をいたします。

議案書29ページ、議案書補助資料を御覧ください。

詳細については、総務課長から説明をいたします。

○委員長（高瀬重嗣君） 渡邊総務課長。

○総務課長（渡邊和栄君） それでは、議案書29ページを御覧ください。

本議案の概要ですが、令和3年4月1日に予定しておりますゆづかみ保育園の民営化につきまして、円滑な移行及び保育士と園児、保護者との信頼構築のため、また民営化移管先法人であります学校法人磯島学園からの要請によりまして、保育士である市職員を移管先法人に派遣できるようにするため、関係部分を改正するものであります。

それでは、新旧対照表によりご説明いたしますので、30ページを御覧ください。第2条第1項第7号に公益的法人等の派遣先団体として学校法人磯島学園を追加いたします。

28ページにお戻りいただきまして、附則といたしまして、この条例は派遣開始日であります令和3年4月1日から施行する旨規定いたします。

以上で議案第112号の説明を終わります。よろしくお願ひします。

○委員長（高瀬重嗣君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

星委員。

○委員（星 雅人君） では、質疑させていただきます。

2年間派遣ということなのですけれども、この2年間の後、その職員さんたちはどうなるのかというか、

向こうに雇用されるみたいな道もあるのか、それとも市職員という形としてまた別の園に行くのかということをお教えください。

○委員長（高瀬重嗣君） 総務課長。

○総務課長（渡邊和栄君） 派遣先法人の磯島学園のほうからは、2年間派遣をお願いしたいということで要請を受けていますので、その予定でありますと、2年後には市のほうにまた戻りますので、今のしんとみ保育園、すさぎ保育園、いずれかの保育園で保育業務に従事する形になります。

以上です。

○委員長（高瀬重嗣君） 星委員。

○委員（星 雅人君） 今ゆづかみとくろばねとが民営化になって、その分保育士の数が、逆に言うと、市のほうで雇用している職員の数が余ってしまうという状況にならないかというふうな懸念もしているのですが、その部分も教えていただきたいということなのですが、この件とは別に、来年の委託に向けて、例えば退職して新たに雇用されるみたいな形で動いていたりするものもあるのかという点です。

この職員さんとは別にそういうことがあったりするのかということも一緒にお伺いできればと思います。

○委員長（高瀬重嗣君） 総務課長。

○総務課長（渡邊和栄君） まず、来年度4月の採用予定で保育士の予定はありません。

それから、保育園のほう为民営化することによって、保育士が余ってしまうのではないかということのご指摘なのですが、今現在正職員のほかに会計年度任用職員、以前の臨時職員という形で任用しております。今回ゆづかみ保育園のほう为民営化になりますと、市のほうから一応予定として5名、正職員を派遣するのですが、しんとみ保育園のほうでも会計年度任用職員がおりますので、そちらのほうにゆづかみ保育園の現在の正職員が加わる形になりますので、結果的には会計年度任用職員のほうの人数で調整が図られるものと思っております。

以上です。

○委員長（高瀬重嗣君） 前野委員。

○委員（前野良三君） 2年間の派遣なのですが、この条文だけで2年したら自動的に戻れる状態になるのですか。

○委員長（高瀬重嗣君） 総務課長。

○総務課長（渡邊和栄君） 法律上は3年までということになっておまして、毎年本人から同意という形でもらいますので、それが更新されて2年間という形になりますので、その都度本人の確認ということと、あと相手先の法人の要請の期間ということで確認していく形になるかと思います。

以上です。

○委員長（高瀬重嗣君） 前野委員。

○委員（前野良三君） そうすると、その間は市の職員の身分はないのですね。

○委員長（高瀬重嗣君） 総務課長。

○総務課長（渡邊和栄君） 派遣法に基づきます派遣は、身分はあります。あくまでも市の職員としての立場で相手先のほうに派遣という形になりますので、職員の身分は残ります。

以上です。

○委員長（高瀬重嗣君） 前野委員。

○委員（前野良三君） 以前に訓練センターに派遣される職員は、そのまま声がかかると自動失職してしまうのだと、できたばかりの頃。訓練センターそのものが。そんな懸念もあったのですけれども、それは大丈夫なのですね。

○委員長（高瀬重嗣君） 総務課長。

○総務課長（渡邊和栄君） 派遣が始まった頃は、今前野委員ご指摘のように、保険証のほうの共済組合に入れないということで、民間の社会保険のほうに加入ということで、結構不利益な部分というのもありました。それが制度が改正になりまして、今現在は共済組合の保険証のほうも引き続き継続して使えるようになっていきますので、その辺は見直しがされてきております。

以上です。

○委員長（高瀬重嗣君） 前野委員。

○委員（前野良三君） 費用負担といたしますか、派遣されている方の給料ですね、報酬。それはどんなような形になる。

○委員長（高瀬重嗣君） 総務課長。

○総務課長（渡邊和栄君） 予定としましては、移管先法人磯島学園のほうで市の職員として勤務している、こちらから5名の職員を派遣するのですが、同等の給与を支払うということで、それは移管先法人のほうで負担するという形になります。

以上です。

○委員長（高瀬重嗣君） ほかにございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願いをいたします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） 意見がないようですので、それでは採決いたします。

議案第112号について、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） 異議なしと認めます。

よって、議案第112号 公益的法人等への大田原市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

総合政策部長、総務課長は退席していただいて結構です。お疲れさまでした。

（執行部退席）

◎議案第113号 税外収入金にかかる督促手数料及び延滞金徴収に関する条例及び大田原市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（高瀬重嗣君）　続きまして、日程第2、議案第113号　税外収入金にかかる督促手数料及び延滞金徴収に関する条例及び大田原市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきまして、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

高橋財務部長。

○財務部長（高橋一成君）　議案第113号につきましては、地方税法の改正によりまして延滞金の基準となる特例基準割合という名称が変更されたことに伴い、それぞれの条例の関係部分を改正するものであります。

詳細につきましては財政課長からご説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○委員長（高瀬重嗣君）　益子財政課長。

○財政課長（益子和弘君）　議案第113号　税外収入金にかかる督促手数料及び延滞金徴収に関する条例及び大田原市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

タブレット議案書33ページ、議案書補助資料を御覧ください。今回の一部改正につきましては、分担金、使用料、手数料などの税以外の収入と、公共下水道事業受益者負担金の延滞金の算定基準となる特例基準割合の名称が変更されたため、所要の改正を行うものであります。

改正の経緯は、令和2年度の税制改正に伴う租税特別措置法の改正により、同法に規定されている国税の延滞税、利子税や地方税の延滞金、還付加算金などの算定に使用される数値である特例基準割合が利子税特例基準割合、延滞税特例基準割合、還付加算金特例基準割合とそれぞれの名称に改正され、計算の基礎となる割合が新たに平均貸付割合と規定されました。地方税法におきましても、租税特別措置法と同様に特例基準割合を規定していることから、同様の改正を行うこととなりまして、本市の条例におきましても所要の改正を行うものであります。なお、市税条例の関係部分の改正につきましては、本年9月議会で市税条例の一部改正についてご承認をいただいております。

タブレット34ページ、35ページを御覧ください。改正文は2条立てとなっております、いずれも附則の改正でございます。第1条、第2条ともに新旧対照表にございますように、それぞれの条例の附則に同様の規定がありますことから、「規定中の特例基準割合」との文言を「延滞金特例基準割合」に、「規定により告示された割合」を「平均貸付割合」に改める改正を行うものであります。

資料32ページに戻っていただきまして、附則といたしまして、この条例は令和3年1月1日から施行すると規定し、経過措置といたしましてそれぞれの条例の改正後の規定は、令和3年1月1日以降の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金についてはなお従前の例によるものとしております。

説明は以上でございます。

○委員長（高瀬重嗣君）　説明が終わりましたので、質疑を行います。

中川委員。

○委員（中川雅之君）　今回国の税制改正の基という形なのですけれども、今回特例基準割合が引き下げられたわけです。そうすると、税率の改正というか、延滞金なんかでの引下げという形での考え方というのはどういう形になるのかなと思うのですが。

○委員長（高瀬重嗣君）　財政課長。

○財政課長（益子和弘君） 具体的に率のほうを申し上げますと、現行ですとまず2段階ありまして、1か月の延滞と、1か月以降の延滞と2種類になるが、1か月までですと現行が、今ですと2.6です。2.6が1月1日以降、2.5になります。1か月以上延びた場合は、8.9のものが8.8になります。

以上でございます。

○委員長（高瀬重嗣君） 中川委員。

○委員（中川雅之君） あともう一つなのですけども、平均貸付割合という形に変わるのですが、そのときは今までだったら9月から来年の8月という形で今までなっていたのですが、今度変わって10月から来年の9月という形でずれが生じるのですが、その辺のずれというのはどういう形で考えているのかなど。

○委員長（高瀬重嗣君） 財政課長。

○財政課長（益子和弘君） 国の銀行からの貸付けのことですので、その辺はちょっと自治体のほうでは何ともいたしかねるところでございます。

以上です。

○委員長（高瀬重嗣君） ほかにございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） 質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

意見があればお願いをいたします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） 意見がないようですので、それでは採決いたします。

議案第113号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） 異議なしと認めます。

よって、議案第113号 税外収入金にかかる督促手数料及び延滞金徴収に関する条例及び大田原市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

#### ◎議案第114号 大田原市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（高瀬重嗣君） 続きまして、日程第3、議案第114号 大田原市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきまして、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

財務部長。

○財務部長（高橋一成君） 議案第114号につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、窓口業務における密接、密集の回避及び住民票などの証明書の窓口交付とコンビニ交付での交付手数料に差を設けることにより、マイナンバーカードの普及及び利用促進を図り、または近隣市町との均衡を図るため改正するものであります。

詳細につきましては財政課長からご説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○委員長（高瀬重嗣君） 財政課長。

○財政課長（益子和弘君） タブレット39ページをお願いいたします。議案第114号 大田原市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

今回の改正は、今般の新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、窓口業務における密接、密集を回避すること、住民票と証明書の窓口交付とコンビニ交付での交付手数料に差を設けることにより、行政手続の簡素化、自治体の事務の効率化などを目的としたマイナンバーカードの普及と利用を促進すること、また県内市町との均衡を図るために改正を行うものであります。

改正の主な内容としましては、窓口の手数料を「200円」から「300円」に改正し、コンビニ交付の手数料は200円に据え置くとするものであります。

タブレット40ページ、新旧対照表によりご説明いたします。別表の内容は、手数料を徴収する事項、その単位、徴収する金額を示すものでありまして、改正前の1から10までの事項を、改正後は1から14の事項に整理いたしました。

最初に、別表1の項は、徴収する事項に図面を加え、「1枚200円」を「1枚300円」に改めるものであります。

2の項につきましては、旧4の項の事項を公簿、公文書及び図面の閲覧照会とし、それぞれ「200円」を「300円」に改めるものであります。

3の項は、「土地」を「土地及び」に改め、1件につき「200円」を「300円」に改めるものであります。

4の項は、税に関する証明（前項の証明を除く）とし、窓口で交付するもの1件につき300円、多機能端末機で交付するもの1件につき200円と新設いたすものであります。コンビニ交付とは、この多機能端末機が設置してある店舗等での交付を意味いたします。

5の項につきましても、電子計算機により作成した地番図とし、1枚につき300円と新設いたすものであります。

6の項につきましては、印鑑に関する証明とし、窓口で交付するもの1件につき300円、多機能端末機で交付するもの1件につき200円と新設するものであります。

41ページに参りまして、7の項につきましては、旧6の事項でありましたが、1件につき「200円」を「300円」に改めるものであります。

8の項につきましては、身分に関する証明とし、1件に「200円」を「300円」に改めるものであります。

9の項につきましては、住民票の写しとし、窓口で交付するもの1件につき300円、多機能端末機で交付するもの1件につき200円と新設するものであります。

10の項につきましては、戸籍の附表の写しとし、1件につき「200円」を「300円」に改めるものであります。

11の項は、住民基本台帳の一部の写しの閲覧ですが、1件につき「100円」を「200円」に改めるものであります。

12及び13の項につきましては、項ずれによる改正であります。

14の項につきましては、その他の証明とし、1件につき「200円」を「300円」に改めます。

タブレット42ページ以降は、事項を整理したことによる項ずれを改正するものであります。



タブレット資料38ページに戻っていただきまして、附則といたしまして、この条例は令和3年4月1日から施行すると規定し、経過措置といたしましてこの条例による改正後の大田原市手数料条例の規定は、令和3年4月1日以後に申請があった手数料について適用し、同日前までに申請のあった手数料についてはなお従前の例によるものとするものであります。

説明は以上でございます。

○委員長（高瀬重嗣君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

星委員。

○委員（星 雅人君） 質問させていただきます。

来年度の予算編成に当たって、受益者負担の部分を見直すというような話も出てきていると思って、これ以外のほかの手数料の見直し等も入ってくるのかなと想像をしていたのです。そのときに、これだけが先にコロナ対応ということで、できるだけ窓口を避けていただくためにその差をつけてということだと思っておりますが、その金額がまた次年度予算とかにおいて、また変わってしまうということが起こることはないかということをお聞きしておきたいのですけれども、お願いします。

○委員長（高瀬重嗣君） 財政課長。

○財政課長（益子和弘君） 使用料と手数料条例の検討委員会というのがございまして、これ不定期なのですけれども、使用料、手数料全てその時点において適正かどうかということを担当者レベルで検討するのですけれども、今後の流れといたしましては、先週、次のスパンで恐らく2年ぐらいかかるのですが、検討委員会をスタートさせていただいたところでございます。今回の改正のものが、次の検討委員会にもう一度諮りますけれども、これがまた改正するかということは今のところは予定はございません。ただし、これ以外の手数料についても再度原価計算をいたしまして、その時点で現状と原価計算のずれ、それから近隣市町とのずれ等があれば検討の余地はあるかと思えます。

以上でございます。

○委員長（高瀬重嗣君） 星委員。

○委員（星 雅人君） ありがとうございます。

確認したいのですけれども、そうすると4月からほかの手数料が、例えば同じような条文の中で上がるということは、今のところは多分ないと。その先に検討委員会とかが開催されるので、それ以降はまた分かりませんよということで理解でよろしいのか。ありがとうございます。この条文のところだけでもちろん構いませんので、ほかの部分はほかの部分であるかもしれないということですね。

○委員長（高瀬重嗣君） ほかに質疑はございますか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） 質疑はないようでありますので、質疑を終わります。

意見があればお願いをいたします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） 意見がないようでありますので、それでは採決いたします。

議案第114号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） 異議なしと認めます。

よって、議案第114号 大田原市手数料条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第115号 大田原市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（高瀬重嗣君） 続きまして、日程第4、議案第115号 大田原市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましても、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

財務部長。

○財務部長（高橋一成君） 議案第115号につきましては、地域未来投資促進法が改正され、条文が新設されたことに伴い、本条例が引用している条番号を改めるものであります。

詳細につきましては税務課長からご説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○委員長（高瀬重嗣君） 山下部税務課長。

○税務課長（山下部恵美子君） 大田原市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

タブレット49ページの改正条例、50ページの議案書補助資料を御覧ください。今回の改正につきましては、中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の改正により、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律、地域未来投資促進法が改正となり、条文が新設されたことにより、本条例が引用している条番号を改めるものでございます。

51ページの新旧対照表を御覧ください。本条例第2条第1項において、「法第24条」を「法第25条」に、「法第25条」を「法第26条」にそれぞれ改めるものでございます。

49ページにお戻りいただきまして、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するとするものであります。

以上で説明を終わります。

○委員長（高瀬重嗣君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） 質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願いをいたします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） 意見がないようですので、それでは採決いたします。

議案第115号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○委員長(高瀬重嗣君) 異議なしと認めます。

よって、議案第115号 大田原市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

財務部長、財政課長、税務課長は退席していただいて結構です。どうもありがとうございます。

(執行部退席)

◎総務常任委員会の閉会中の継続調査申出について

○委員長(高瀬重嗣君) 次に、日程第5、総務常任委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

この案件につきましては、タブレットにあります調査事件につきまして議会閉会中も継続調査をしたい旨、会議規則第109条の規定に基づき議長に申し出たいので、委員の同意を求めるものであります。同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○委員長(高瀬重嗣君) ご異議なしと認めます。

よって、総務常任委員会の議会閉会中の継続調査申出については、別紙調査事件のとおり、議長に申し出ることにいたします。

◎散 会

○委員長(高瀬重嗣君) 以上で当委員会に付託されました議案等の審査は全て終了いたしました。

委員皆様のご協力を賜りまして、無事終了できましたことに御礼申し上げます。

本日は、これもちまして散会といたします。

午前10時28分 散会